平成２１年（フ）第８０７号
高知県南国市東山町１丁目４番14号
債務者　奥田　直樹
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８０９号
高知県香南市野市町みどり野東１丁目64番地５
債務者　大石　和徳
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２６６号
佐賀県多久市北多久町大字小侍1189番地９、住民票上の住所佐賀県多久市北多久町大字小侍1205番地
債務者　高木　由佳
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８０号
宮崎県西都市大字穂北5412番地１　市営たて野住宅１―302号
債務者　岩倉　　進
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１７１号
宮城県石巻市渡波町３丁目２番６号
債務者　阿部　秀樹
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１７２号
宮城県石巻市松原町５番21号
債務者　三國　卓夫
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１８２号
宮城県石巻市千石町４番43号　千石ハイツ１Ｈ号
債務者　木村かのこ
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第３３２号
長野市浅川西条463番地１マーティンテラスＢ202
債務者　白石　　香（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３６号
長野市大字高田246番地５　土屋エステート305号
債務者　海老名正勝
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４３号
長野市篠ノ井布施高田598番地６
債務者　澁谷　珠代
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４４号
長野市大字高田1429番地15
債務者　森山三江子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４５号
長野県須坂市墨坂１丁目19番22号
債務者　中沢　敏昭
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４６号
長野市大字富竹721番地52、前住所長野市稲田３丁目４番５―101号　ファミーユまがり木Ｂ棟
債務者　滝澤　正文
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４７号
長野市川中島町四ツ屋758番地４
債務者　土屋　光子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５７号
長野県中野市大字西条1047番地
債務者　金井　玲子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８５９号
兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町６番８―305号
債務者　北尾　佳子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７号
兵庫県揖保郡太子町鵤1336番地
債務者　堀内　桂子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
神戸地方裁判所龍野支部